

# 社会福祉法人あかね会 役員及び評議員等の報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あかね会(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給等)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合には、報酬を支給する。

## (年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間12万円以内とする。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び業務執行理事(以下「理事長等」という。)並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (理事長等の勤務報酬等)

第6条 理事長等が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### (監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### (費用弁償)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

- 2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 3 旅費は実費を支給する。
- 4 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

#### (兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

#### (役員等の職務証跡)

第10条 役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

#### (報酬の支給日)

第11条 役員及び評議員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第12条 報酬等は、通貨をもって本人に直接、支給するものとする。

#### (公表)

第13条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

#### (補足)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるもの

とする。

付 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

役員および評議員等の報酬 別表1(日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	2,500円	500円
評議員会出席報酬等	2,500円	500円

別表2(日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長等業務報酬等	4,500円	500円
理事業務報酬等	4,500円	500円
監事監査指導報酬等	4,500円	500円

別表3(日額)

旅 費	宿泊費	日当	その他
実 費	実費(~7,000円)	2,000円	実 費

(注)

- ① 第2条第2項の定義は、平成21年1月21日全国厚生労働関係部局長会議資料における厚労省の(社会福祉法制度上の)見解。
- ② 役員・評議員の報酬は、「役員等報酬規程」等を整備した上で勤務実態に即して支給し、役員の地位にあることによるのみ支給しないことが必要(定款準則第8条)、役員報酬額については、「勤務実態に即して支給することとしており、一律に報酬額の基準を規定するのは困難」(平成19年3月29日厚労省「パブコメに対する御意見について」とされていることから、社会福祉法人の運営や事業経営が法人の自主性に委ねられていることをふまえ、説明ができるものとして自主的に規定することとなる。また、「勤務実態に即して支給することとされている役員報酬については、当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員はその対象となるものであり、それらの役員に対しては必ずしも一般職員と同様な勤務体制を求めるものではないこと(審査要領)、とされている。

③ 前記会議資料では、役員の勤務実態を証するものとして、「役員の担当職務と実際に職務に従事していることを実証する次のような資料や証跡を整備保管しておくことが必要と考える」として、下記を例示している。

- 理事会議事録、法人の会議や行事への出席の記録等
- 各種資料への証跡(会計関係書類、稟議書、報告書などの各種諸資料への承認印又は検印などの押印による証跡)
- 出勤簿、タイムレコーダーなどによる出勤状況 など

このことから、役員報酬を支払う場合は、出勤簿とは別に行政指導はないものの情報開示請求に対応できるよう役員等職務証跡(仮称・後掲)等を作成する必要があるかどうか検討を要する。

④ 社会福祉法人の役員報酬等の本部経費に対する補助はもともと制度設計上考慮されておらず、下表のような一部制限が緩和されている程度である。報酬を支給する場合において、特養ホームにおいて介護報酬を、障害者支援施設において自立支援給付費を財源とすることは認められているが、「高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費」に充てることはできないとの通知をふまえ設定することが望まれる。なお、法人役員報酬は本部拠点区分(又はサービス区分。以下同じ)からのみの支出とされており(運用指針6)、本部拠点区分の財源は、措置施設、保育所においては寄附金収入、当該拠点区分からの利子相当の繰り入れ、前期末支払資金残高に限定されている。財源とのバランスにより報酬を定める必要がある。その意味で、前記例はあくまで例示であり、上記報酬等支給の財源があることを保障したものではない。いずれにしても、役員報酬規程を制定した上での支給が必要である。

なお、役員報酬は職員のような労働の対価としての給与ではなく、あくまで職務執行の対価であるため、生活給的な位置付けは財源からもできないことに留意すること。

本部経理区分の財源表は下記のとおり。

	特養ホーム	障害者支援施設	就労支援事業	保育所	措置施設
本部拠点区分での寄付金収入	可	可	可	可	可
施設拠点区分の利子相当額の本部拠点区分への繰入	可	可	可	可	可
収益・公益事業からの本部拠点区分繰入や本部拠点区分独自財源	可	可	可	可	可

施設拠点区分の当該年度運営費からの本部拠点区分への繰入	可	可	可(※)	不可	不可
前期末支払資金残高の本部拠点区分への繰入	可	可	可	可	可

(※)ただし、「就労支援事業」からの本部拠点区分への繰入は不可。

なお、本部拠点区分には、報酬のほか、理事会開催経費等が属す。

⑤ 別表 2 は日額を提示しているが、理事長又は常務理事について、月に何日も勤務がある場合は報酬額が多額となることから日額ではなく、月額制とすることも考えられるためどちらかを選択することになる。その場合は、以下の条文が考えられる。

「(常勤役員の勤務報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、週平均 2 日以上業務にあたる役員に対しては、別表 2 により、月額報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、前々条および前条に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。」

⑥ 報酬は、源泉徴収の対象である。源泉所得税の適用税率は、その種類に応じて決定されるが、所得税法第 28 条第 1 項は「給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。」とされており、役員の報酬もこれに該当することになる。理事報酬の源泉税は、所得税法 204 条の報酬には該当しないため 10.21%源泉は不適用。役員・評議員・監事・第三者委員への報酬の支払は、乙欄給与日額表を適用することになる。

⑦ 理事会及び評議員会等の実費弁償費の源泉徴収不要の根拠は以下のとおり。

「所得税基本通達 9-3 法第 9 条第 1 項第 4 号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

(1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。

(2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。」

つまり、理事等役員の旅費支給規程が(1)、(2)の要件を満たしてかつ実費相当といえる仕組み(登録住所からのキロ数に応じて段階的な定めなど)であればあえて課税しない、と理解できる。

については、課税されない実費弁償費の額は示されていないため、所管税務署と協議の上別表中の実費弁償費額を設定することになる。

⑧ 「第三者委員への報酬は中立性の確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましい。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えない。なお、かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えないものとする。」との「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日障第 452 号他)をふまえ、苦情対応第三者委員への報酬を規定している。第三者委員としての情報確保等の労力等への報酬として位置づけたものである。(任意事項)